

主要施策		みんなの党・アジェンダ2013「みんなの政策」 【インデックス版・ID】	<参考①> 自由民主党・J-ファイル2013 【該当No】	<参考②> 日本維新の会・参議院選公約 【政策事例・柱】	
規制改革	電力	原発ゼロ	[155]新規の原発設置を禁止するとともに、40年廃炉を徹底。電力の完全自由化・発送電分離の徹底で、原子力発電は市場淘汰。2020年代には原発による発電ゼロとする。《電力自由化推進法案》	[070]原子力技術のインフラ輸出の支援体制を強化します。 [072]国が責任を持って、安全と判断された原発の再稼働については、地元自治体の理解が得られるよう最大限の努力をいたします。	[4-1]世界最先端の原子力技術を維持する。 [4-2]既設の原子炉による原子力発電は2030年代までにフェードアウト。
		電力自由化	[127]発送電分離（所有権分離）を実現。まずは実質国有化している東京電力から所有権分離を先行する。その後、送電網の保守運用を民間に委託する際には、送電会社の設備・経理等に関するシステムが全国で統合可能となるように設計を行う。《電力自由化推進法案》	[068]送配電網を誰もが公平に利用できるよう、法的分離による配送電部門の中立性の一層の確保と、小売料金の全面自由化（ともに2018～20年を目途に実施。2015年通常国会に法案提出を目指す）を行います。	[4-2]発送電分離により自然エネルギーへの移行を進め、市場価格による脱原発依存を実現する。
	農業	株式会社参入	[188]株式会社の農業参入を原則自由化し、農地の所有も認める。ただし、不採算時の撤退リスクを踏まえた制度設計を行う。	[112]農業生産法人、利用権、契約農業等による企業の参加を促し、企業の持つ販路や経営ノウハウを活用します。 ※企業による農地所有は認めていない。	[1-5]株式会社の参入（農地所有、技術指導、金融支援）を促す。 ※今回新たに追加された項目。
		減反廃止	[185]コメの減反政策（生産調整）については段階的に廃止する。特定の農畜産物に補助金を出す政策誘導型の補助金方式を見直し、農家・農業生産法人が自由に生産する品目・品種を選べるようにする。	<記載なし>	[1-5]減反政策の段階的廃止、輸出用米と飼料用米の戦略的増産を進める。 ※今回新たに追加された項目。
		農協改革	[195]農協を農家支援部門とその他の保険及び銀行部門に分離。分離後の農協の保険及び銀行部門は金融庁所管とし、一般金融機関と公正な競争を実施する。	<記載なし>	[1-5]農協の抜本的改革を進める。
	医療	混合診療解禁	[291]混合診療を全面的に解禁。ドラッグラグやデバイスラグを解消し、世界最先端の医療機器や医薬品が速やかに国内で使用できる体制を整える。	[236]患者の利益に合う最先端の医薬品、医療機器等が一日も早く使用できるように、現行の保険外併用療養費制度（評価療養）を積極的に活用し、保険収載されていない医薬品、医療機器等をより使用され易くします。 ※混合診療の解禁は認めず、現行制度のまま。	[2-4]混合診療（治療方法を患者が選べる医療）の適用範囲を拡大する。
		医療IT化	[280]医療のIT化を推進。レセプトチェックによって医療費のムダ削減を徹底。同時に、個人情報保護に万全を期しつつ、マイナンバー制度を活用し、カルテやレセプトと連動する医療情報データベースを構築。疾病と医療費の動向、受診行動等を的確に把握し、機動的な医療政策を役立てる。	[054]テレワークや遠隔医療等に関するICT投資を拡大し、雇用の拡大や医療・救急・介護・健康の連携や高度化に貢献するとともに、こうした諸課題の解決に向けた実証を通じ、新しい成功モデルの提示や標準化を速やかに進めます。	[2-4]処方箋のIT化、オンライン化、電子カルテの導入を促進する。ビッグデータ（匿名医療情報）を活用した疾病対策を促進する。 ※今回新たに追加された項目。
		医療・介護の法人参入	[288]医療・介護施設全体について、サービスを提供する法人の制度を見直す。公益性、公共性が高い事業であっても、適正に運営できると認められる法人には門戸開放し、同時に運営状況のチェック機能を確立することで、サービスレベルの維持向上と効率化を図る。	<記載なし>	[2-5]保育分野への株式会社の新規参入規制を緩和するなど、競争を通じた「保育の質」の向上を実現する。
	その他	バラマキ産業政策の転換	[085]民間企業の自由な経済活動を後押し。基礎研究等事業化が難しいものを除き、政府が特定の産業分野を集中して育成すること（ターゲティングポリシー）はしないものとする。	[020]日本経済再生本部の「産業競争力会議」の下、わが国が直面する「社会的課題」と世の中のニーズに応える「あるべき社会像」を、国が明確に示します。その上で・・・3年間の集中投資促進期間を設け、規制改革や減税、資金調達環境を整えるといった政策を総動員します。	[1-1]すべての産業分野で競争政策三点セット（①補助金からバウチャーへ、②新規参入規制の撤廃、規制緩和、③敗者の破綻処理→再チャレンジ可能な社会へ）を徹底する。
		法人税引き下げ	[062]実態に合わない様々な税制特別措置を抜本的に見直すとともに、法人税（実効税率ベース）を現行から20%へと減税（赤字企業の損出繰越期間の延長、繰戻還付の拡大を含む）する。	[022]法人税については、国際的整合性及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意し、法人税を国際標準に合わせて思い切って減税します。 ※数値なし。	[1-4]法人税減税、再投資税額控除制度の導入→企業の国際競争力を確保する。 ※数値なし。
		自由償却税制	[104]国主導の産業政策からは脱却。民間の自由な設備投資を促進するため、税制上の償却期間設定は事業者の自由に任せる「自由償却税制」を導入する。	[065]平成25年度税制改正で拡充・創設した研究開発税制、投資促進税制、所得拡大促進税制、交際費課税の特例の拡充・・・などを活用し、成長と富の創出の好循環の実現を目指します。	[1-4]法人税減税、再投資税額控除制度の導入→企業の国際競争力を確保する。
		労働市場改革	[248]若年層の就業機会を減少させるとともに産業構造の転換を阻害する過度な雇用保護法制を見直し。具体的には、正社員の整理解雇に関する「4要件」を見直し、解雇の際の救済手段として金銭解決を含めた解雇ルールを法律で明確化する。	<記載なし> Jファイル2010にはあつ「解雇規制の緩和」が 同2012には削除されている。	[1-7]事後的な金銭解決を含め解雇規制を緩和する。

主要施策		みんなの党・アジェンダ2013「みんなの政策」 【インデックス版・ID】	<参考①> 自由民主党・J-ファイル2013 【該当No】	<参考②> 日本維新の会・参議院選公約 【政策事例・柱】
公務員制度改革	総人件費削減	【003】国家公務員の数を10万人削減。給与、退職金、年金を民間水準まで引き下げ、総人件費を2割削減する。現在、適用されている2年限定の7.8%カットの期限を撤廃し、恒久措置とする。《給与カット法案》	<記載なし> Jファイル2010＝総人件費2割削減、同2012＝総人件費2兆円削減 同2013＝「総人件費削減」の項目自体が削除されている。	<記載なし> 維新八策にはあった「地方公務員も含めた総人件費削減」が 今回の選挙協約からは削除されている。
	身分保障廃止	【008】一般職公務員に協約締結権とスト権を与える（自衛隊等を除く）代わりに身分保障をはずし民間並みの降格やリストラ等を実施できるようにする。《内閣人事・退職管理法案》	【337】幹部職への抜擢など、能力・実績主義に基づいた評価を厳格に人事に反映させ、昇任・昇給、降任・降給を厳正に実施し、連続3年間「不良」の評価の場合には、分限免職処分とする。 ※あくまで限定的な運用。	【基本方針3】公務員の身分保障をなくし、民間人が行政機関で働く機会を広げる。
	天下り禁止	【009】在職中の所管業界への天下りは一切禁止する。「高位の専門スタッフ職」や独立行政法人役員ポスト等に出向することについても同様とし、斡旋した者には刑事罰も課す。《内閣人事・退職管理法案》	<記載なし> Jファイル2012にあった「再就職あっせん・働きかけ禁止違反は、再就職先団体・企業等も対象とする両罰規定を新たに導入」「違反者氏名、所属先、違反内容等を公表」の表現が削除されている。	<記載なし>
	内閣人事局	【029】国家公務員制度改革基本法に基づき「内閣人事局」による各府省幹部職員（部長、審議官以上）の人事の一元管理等を断行。同時にトップは政治任用とし、それ以外の幹部職員も役職に就くにあたっては一旦退職した後、特別職として任期付採用する。また、任期終了後は降格を可能とする（日本版政治任用）。《幹部国家公務員法案》	【337】幹部候補を育成するシステム等の検討を進め、幹部人事制度を創設し、幹部人事を一元的に行う「内閣人事局」を設置します。	【3-4】霞が関改革（内閣による機動的な組織運営、人事権の一元化、公務員採用戦略等）、各府省の設置法を全て政令化 →内閣による弾力的な省庁に再編する。
選挙・政党改革	一票の格差	【042】1票の格差を完全になくすため、「完全1人1票比例代表制度」を導入する。《一人一票比例代表制法案》	【326】参議院においては、『4増4減法案』を成立させ、一票の格差問題を解消しました。抜本的な選挙制度改革は、2016年の参議院選挙までに、その実現を目指します。衆議院については、まず「0増5減」を実現し、違憲状態を回避しました。さらに、比例定数30の削減を行い、多様な民意の反映をより可能とする抜本的な変更の実現を目指します。	<記載なし>
	ネット選挙全面解禁	【048】選挙期間中にメール等の全てのインターネット媒体を用いて、誰でも選挙活動ができるように法律を改正。候補者本人の有料広告も法定費用内で可能とする。《ネット選挙法案》	<記載なし>	<記載なし>
	政党規定	【043】憲法改正時には政党規定を新設するとともに、政党運営の健全化を図る「政党法」を制定する。	【332】透明性の高い政党運営を国民に約束するため、政党の定義、機能、綱領、資金等についての原則を定める『政党基本法』の制定を目指します。	【3-6】政党法制定→政党のガバナンスの透明化、意思決定手順と責任の所在の明確化を図る。
	首相公選制	【023】憲法改正を必要としない日本型首相公選制を導入。国民投票によって国民が総理大臣にしたい候補者を選んだ後、国会議員はその投票結果に示された世論を尊重して総理大臣の指名に関する投票を行う。将来的には、憲法改正による首相公選制を導入する。《首相公選制法案》	<記載なし>	【3-1】国民が直接リーダーを選ぶ制度として首相公選制を実現する。

※みんなの党 政策調査会による比較